議第20号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「3,407人」を「3,463人」に改め、同項第５号中「191人」を「200人」に改め、同項第９号中「74人」を「72人」に改め、同項第10号中「3,274人」を「3,314人」に、「547人」を「544人」に、「3,821人」を「3,858人」に改め、同号ア中「2,069人」を「2,096人」に、「350人」を「346人」に、「2,419人」を「2,442人」に改め、同号ウ中「1,166人」を「1,179人」に、「1,292人」を「1,305人」に改め、同号エ中「68人」を「69人」に改め、同項第11号中「8,774人」を「8,874人」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。